

入札公告の訂正について

平成26年12月19日

(契約責任者) 東日本高速道路株式会社 関東支社
さいたま工事事務所長 上田 功

平成26年12月16日付けで入札公告を行いました「首都圏中央連絡自動車道 境古河～坂東間標識工事」に係る入札公告の内容の一部に誤りがありましたので、別添のとおり訂正します。

なお、当社ホームページ掲載の交付図書についても、同日付で訂正したものに改めておりますので、既にダウンロードされた方も再度内容をご確認の上、ダウンロードをお願いします。

【訂正内容】

- ・入札公告

別添「正誤表」をご覧ください。

正誤表

(件名) 首都圏中央連絡自動車道 境古河～坂東間標識工事

誤	正
<p>5-3. 落札者の決定</p> <p>(1) 契約責任者は、開札の結果、契約制限価格の制限の範囲内における有効な入札のうち、総合評価落札方式「加算方式」に基づき算定した評価値が最も高い入札者のした入札価格をもって本件工事の契約価格を決定し、当該入札者を落札者と決定する。</p> <p>(2) 加算方式の評価値の算出方法は次のとおりとする。</p> <p>① 評価値(100点) = 価格評価点(配点30点・定数40点) + 技術評価点(配点30点)</p> <p>② 価格評価点 … 次に示す算式により算定する。 $\text{価格評価点} = \text{式A} \times 0.5 + \text{式B} \times 0.5$ なお、小数第4位以下は切り捨てとする。</p> <p>(式A)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> $\text{式A} = \text{配点}(30\text{点}) \times \left(1 - \left(\frac{\text{入札価格} - \text{調査基準価格}}{\text{契約制限価格} - \text{調査基準価格}} \right)^2 \right) + \text{定数}$ </div> <p>《注意事項》</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 入札価格が調査基準価格を下回る場合は、式Aの評価は「価格評価点の配点(配点+定数)」とする。 2. 定数は、評価値を100点とするための補正值であり、本件工事では40点とする。 3. 式Aは小数第4位以下は切り捨てとする。 <p>(式B)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> $\text{式B} = \text{配点}(30\text{点}) \times \left(1 - \left(\frac{\text{入札価格} - \text{重点調査価格}}{\text{契約制限価格} - \text{重点調査価格}} \right)^2 \right) + \text{定数}$ </div> <p>《注意事項》</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 入札価格が重点調査価格を下回る場合は、式Bの評価は「価格評価点の配点(配点+定数)」とする。 2. 定数は、評価値を100点とするための補正值であり、本件工事では40点とする。 3. 式Bは小数第4位以下は切り捨てとする。 <p>③ 技術評価点(配点30点) … 上記4-3.及び4-9.に示す評価基準により算定する。なお、小数第4位以下は切り捨てとする。</p> <p>5-3. 落札予定者の決定</p> <p>(1) 契約責任者は、開札の結果、契約制限価格の制限の範囲内における有効な入札のうち、総合評価落札方式「加算方式」に基づき算定した評価値が最も高い入札者を落札予定者と決定する。</p> <p>(2) 加算方式の評価値の算出方法は次のとおりとする。</p> <p>① 評価値(100点) = 価格評価点(配点30点・定数40点) + 技術評価点(配点30点)</p> <p>② 価格評価点 … 次に示す算式により算定する。 $\text{価格評価点} = \text{式A} \times 0.5 + \text{式B} \times 0.5$ なお、小数第4位以下は切り捨てとする。</p> <p>(式A)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> $\text{式A} = \text{配点}(30\text{点}) \times \left(1 - \left(\frac{\text{入札価格} - \text{調査基準価格}}{\text{契約制限価格} - \text{調査基準価格}} \right)^2 \right) + \text{定数}$ </div> <p>《注意事項》</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 入札価格が調査基準価格を下回る場合は、式Aの評価は「価格評価点の配点(配点+定数)」とする。 2. 定数は、評価値を100点とするための補正值であり、本件工事では40点とする。 3. 式Aは小数第4位以下は切り捨てとする。 <p>(式B)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> $\text{式B} = \text{配点}(30\text{点}) \times \left(1 - \left(\frac{\text{入札価格} - \text{重点調査価格}}{\text{契約制限価格} - \text{重点調査価格}} \right)^2 \right) + \text{定数}$ </div> <p>《注意事項》</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 入札価格が重点調査価格を下回る場合は、式Bの評価は「価格評価点の配点(配点+定数)」とする。 2. 定数は、評価値を100点とするための補正值であり、本件工事では40点とする。 3. 式Bは小数第4位以下は切り捨てとする。 <p>③ 技術評価点(配点30点) … 上記4-3.及び4-9.に示す評価基準により算定する。なお、小数第4位以下は切り捨てとする。</p> <p>5-4. 落札者の決定</p> <p>(1) 落札者の決定方法は、入札者に対する指示書[21]を参照のこと。</p>	